

○財務省告示第四百十号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十四年度の初日から平成二十五年三月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十五年四月三十日

財務大臣 麻生 太郎

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十四年度の初日から平成二十五年三月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	一・〇トン
二	〇トン
三	二七トン
四	三一、〇八五トン
五	一、五九九トン

二〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	七	六
四四三トン	一、一三一トン	一六、八二八トン	一五六、七三八トン	一三、六九九トン	五九三トン	六四七、四五一トン	一、二九六、七二七トン	六、四一四、一〇九トン	八二、四四六トン	一〇、八三六トン	八、九七二トン	四七、三六四トン	一二トン	二四トン	一〇トン

二九		六二七トン
二八		三トン
二七		一七、二六一トン
二六		五、五七七トン
二五		〇トン
二四		二四トン
二三		六、六四七トン
二三		七三九トン
二二		二五、四六五トン